



平成 27 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名 ハイブリッド・サービス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 吉田 弘明  
(コード番号 2743 JASDAQ)  
問 合 せ 先  
役職・氏名 取締役副社長兼コーポレート本部長 本瀬 建  
電 話 03-6731-3414

## 有償ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第240条の規定に基づき、当社取締役に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の企業価値の向上を目指すに当たり、当社の目標株価に対するコミットメントを高めることを目的として、当社取締役に対し、有償にて新株予約権を発行するものであります。

新株予約権は、平成 27 年 5 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までの間に当社の株価（終値）が、一度でも 468 円を超過した場合に行使することができる内容になっており、また、当社の株価（終値）が所定の水準にまで下落した場合には、本新株予約権の権利行使ができない内容になっております。

行使条件として設定した 468 円は、取締役会決議日の直前営業日（平成 27 年 4 月 14 日）における当社普通株式の終値（234 円）の 200%で設定しております。行使条件として設定した 200%は、当社の株価水準が 1 ヶ月平均で 219 円、3 ヶ月平均で 224 円、6 ヶ月平均で 235 円になっており、当社の株価水準が低い株価水準で推移していると考えていることから、当社の主力事業であるマーケティングサプライ事業における競合他社の時価総額を参考に当社として当面の間、目指すべき時価総額として設定したものであります。また、一定の期間の平均値ではなく、終値が一度でも超えた場合としておりますのは、当社が目指すべき時価総額の株価水準を一定の期間、維持する条件の場合、当社の現在の株価水準から鑑みると、水準に到達するまでの時間及び到達後の平均値算定期間を含め相応の時間を要することから、当社取締役の目標株価に対するコミットメントの意識向上及び士気を高めることにならないと判断したため、一定の期間の平均値ではなく、一度でも達成した場合に権利行使が出来る条件といたしました。

当社の終値が一度でも行使条件を超えた場合に権利行使ができる条件は、一定の期間の平均値を採用する条件より達成しやすい条件であるため、行使の条件とする株価水準につきましては、現状の当社の株価水準から大きく上回る水準（直前営業日（平成 27 年 4 月 14 日）における当社普通株式の終値（234 円）の 200%）に設定いたしました。そうすることで当社取締役の目標株価に対するコミットメントの意識向上及び士気を高め、当社の目標株価を達成することで時価総額の最大化を目指し、既存株主の皆様の売却機会を提供することが、株主利益につながると判断したものであります。

なお、市場で決定される株価については、業績は重要な変動要因の一つではありますが、本新株予約権の目的が当社取締役に対し目標株価に対するコミットメントの意識向上及び士気を高め、当社の

現在の低い株価水準から当社が当面の間、目指すべき時価総額に見合う業績条件を算定することが困難であるため、今回は行使条件を株価条件のみとし、業績目標は条件とすることを見送ることといたしました。

また、本新株予約権が全て行使された場合、本日現在における当社の発行済株式総数 5,731,900 株に対し最大で 7.67%の希薄化が生じますが、当社取締役に対して本新株予約権の発行の目的である当社の目標株価に対するコミットメントの意識向上及び士気を高めることで、株価の向上を達成することができれば、当社の企業価値・株主価値が向上し、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと考えております。

## II. 新株予約権の発行要項

### 1. 新株予約権の数 4,400 個

なお、上記の数は割当予定数であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権とする。

### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、503 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社の株価 (234 円)、行使価格 (234 円)、ボラティリティ (48.17%)、行使期間 (3 年)、リスクフリーレート (0.018%)、行使条件 (詳細は下記 4. 本新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件①及び②を参照) の要素を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果 (503 円) を参考に決定したものである。

### 3. 発行価額の総額

2,213,200 円

### 4. 本新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

##### ① 本新株予約権の目的となる株式 当社普通株式 440,000 株

なお、当社が株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割 (または併合) の比率

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

##### ② 本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、100 株とする。但し、上記「4 (1) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数①」に定める本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

#### (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額 (以下、「行使価額」という。) に、上記「4 (1) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数②」に定める本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、平成 27 年 4 月 14 日の東京証券取引所における普通取引の終値の金 234 円とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合 (本新株予約権の行使に基づく新株の発行若しくは自己株式の処分又は当社が株

式交換完全親会社となる株式交換による新株の発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合の調整後行使価額は、当社普通株式に係る株式分割（基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当てを除く。）が行われた場合は、その基準日の翌日以降、基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当て又は株式併合が行われた場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。さらに、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を行うことが適切な場合は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行われるものとする。

#### (3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成 27 年 5 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までとする。

#### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記「4(4)増加する資本金及び資本準備金に関する事項①」記載の資本金等増加限度額から、上記「4(4)増加する資本金及び資本準備金に関する事項①」に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (5) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### (6) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の権利行使の条件として、以下①及び②に掲げる条件に合致するものとし、③、④に掲げる事項に抵触しない限り権利行使を行うことができる。

- ① 新株予約権者は、平成 27 年 5 月 1 日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも 468 円を超えた場合にのみ、（但し、「4(2)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）本新株予約権を行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者は、割当日から本新株予約権が満了するまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも 117 円を下回った場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は本新株予約権を行使することはできない。
- ④ 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、当該本新株予約権を行使することができ

ない。

5. 新株予約権の割当日 平成 27 年 5 月 1 日

6. 新株予約権の取得に関する事項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権 1 個当たり 503 円の価額で新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「4（1）本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「4（2）本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」に従って定められる調整後行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される価額に上記「7（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って定められる当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「4（3）新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「4（3）新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「4（4）増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件

上記「4（6）新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 交付する再編対象会社の新株予約権の取得事由及び条件

上記「6 新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。

8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成27年5月1日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

対象者	人数	割当新株予約権数
当社代表取締役	1名	2,200個 (220,000株)
当社取締役	2名	2,200個 (220,000株)

以上